

令和8年度市町村納付金及び標準保険税（料）率の算定結果について

1 納付金及び標準保険税（料）率の算定について

(1) 算定にあたって

県は、国民健康保険法に基づき、国民健康保険特別会計予算を推計し、市町村から徴収する納付金並びに都道府県標準保険料率及び市町村標準保険料率の算定を行う。

算定にあたっては、被保険者数や医療費等さまざまな条件を推計するとともに、国が示す係数を用いて算定を行う。

2 令和8年度市町村納付金の確定係数に基づく算定（本算定）結果について

(1) 納付金の内訳について

納付金には、①医療分（全被保険者）、②後期高齢者支援金分（全被保険者）、③介護納付金分（40歳～65歳未満）、④子ども・子育て支援納付金分（18歳～75歳未満）※があり、それぞれ分けて算定を行い、総額を算出する。保険税（料）についても同様にそれぞれ算定する。

※国の制度改正に伴い、令和8年度から子ども・子育て支援納付金分が新たに追加された。

(2) 納付金（医療分）に係る保険給付費推計額について

$$\begin{aligned} \text{◎ 保険給付費推計額} &= (\text{推計一人当たり診療費} \times \text{推計被保険者数} \times \text{保険給付率}) \\ &= \underline{731 \text{ 億円}} \quad (\text{昨年度(確定係数) 比} \blacktriangle 6 \text{ 億円}) \end{aligned}$$

一人当たり診療費の推計方法	被保険者数の推計方法
直近1年間の実績を基礎として、過去2年間の伸び率により推計	コーホート要因法（1歳ごとに把握した今年度の被保険者数に伸び率を乗じて推計）

減少理由 ・一人当たりの診療費が増（約103%）となった一方、被保険者数が約8千人減（約18.1万人→約17.3万人）となったことによる。

(3) 市町村納付金総額（本算定）について

$$\begin{aligned} \text{◎ 市町村納付金総額} &= \text{総費用} - \text{国交付金等} \ast - \text{国・県定率負担金} \\ &= \underline{237 \text{ 億円}} \quad \underline{911 \text{ 億円}} \quad \underline{485 \text{ 億円}} \quad \underline{189 \text{ 億円}} \end{aligned}$$

◎ 内訳は下表のとおり。（）は昨年度比）

	市町村納付金額	総費用	国交付金等 \ast	国・県定率負担金
医療分	152 億円 ($\blacktriangle 7.3$ 億円)	731 億円 ($\blacktriangle 6.0$ 億円)	464 億円 (+9.2 億円)	115 億円 ($\blacktriangle 7.9$ 億円)
後期高齢者 支援金分	61 億円 ($\blacktriangle 0.4$ 億円)	130 億円 ($\blacktriangle 1.3$ 億円)	16 億円 ($\blacktriangle 0.4$ 億円)	53 億円 ($\blacktriangle 0.5$ 億円)
介護納付金分	18 億円 ($\blacktriangle 0.2$ 億円)	38 億円 ($\blacktriangle 0.2$ 億円)	4 億円 (+0.1 億円)	16 億円 ($\blacktriangle 0.1$ 億円)
子ども・子育て 支援納付金分	6 億円 (—)	12 億円 (—)	1 億円 (—)	5 億円 (—)

※国交付金等のうち、前期高齢者交付金¹が増加したことにより、市町村納付金額（医療分）は減少。

1：被用者保険からの財政調整としての交付金

(4) 県の財政安定化基金による決算剰余金を活用した納付金の減算について

納付金の著しい上昇を抑制するため、県の財政安定化基金による決算剰余金を活用して納付金を減算することが可能となっている。具体的な条件は次のとおり。

【①～③令和3年度連絡調整会議における市町村との合意事項、④令和7年度連絡調整会議における市町村との合意事項】

- ① 基金のうち、「財政調整事業分」残高の20億円を超える部分を財源として、県全体の一人当たり納付金が、前年度比で医療費の自然増分を超えないように行う。(算定結果が自然増分を下回る場合、減算は行わない)
- ② 国からの前期高齢者交付金の精算等に伴い、県全体の一人当たり納付金が著しく上昇する場合は、20億円を下回る範囲分も減算に充てることができるものとするが、一度に取崩しができる額は原則として15億円を上限とする。(この場合、自然増分を超えてしまうこともあり得る)
- ③ 「財政調整事業分」残高が20億円未満のときは、20億円を超えるまで①の減算は行わない。ただし、前期高齢者交付金の精算等により県全体の一人当たり納付金が著しく上昇する場合、②の減算は行う。
- ④ 令和8年度から令和10年度までの納付金算定においては、子ども・子育て支援納付金分を除いた額で前年度の一人当たり納付金と比較して算定する。

※子ども・子育て支援納付金分は、新たな区分であり、段階的に引き上げられるものであるため

【財政安定化基金（財政調整事業分）の残額見込み】

なお、令和7年度末の基金残高見込みは、約33億円であり、基金を活用した減算が可能な状況となっている。

【一人当たり納付金の伸び率と医療費自然増の状況を踏まえた基金活用の検討】

- ・ 県全体の「一人あたり納付金」の伸び率

$$(134,830 \text{ 円} - 133,716 \text{ 円}) \div 133,716 \text{ 円} = 0.8\%$$

(R8 確定係数) (R7 確定係数) (R7 確定係数)

- ・ 医療費自然増の状況

R1～R5 医療費実績（県年報）を基に、一人当たり医療費の増加率の平均値を算出したところ、3.6%となった。

以上を踏まえ、1人あたり納付金の増加率（0.8%）が、医療費の自然増（過去5年間の平均3.6%）を上回らなかったため、基金を活用した減算は実施しない。

以上を踏まえた保険者別の納付金算定結果、及び一人当たり納付金の比較は、「資料5-4」、「資料5-5」のとおり。

3 標準保険税（料）率について

（1）都道府県標準保険税（料）率

県全体の保険料の水準を表す数値（理論値）

[所得割]

	令和7年度 (確定係数)	令和8年度 (確定係数)	増減 (昨年度比)
医療分	6.92%	6.73%	-0.19%
後期高齢者支援金分	2.83%	2.82%	-0.01%
介護納付金分	2.35%	2.31%	-0.04%
子ども・子育て支援 納付金分	—	0.29%	—

[均等割]

	令和7年度 (確定係数)	令和8年度 (確定係数)	増減 (昨年度比)
医療分	43,143円	42,388円	-755円
後期高齢者支援金分	17,367円	17,663円	296円
介護納付金分	16,922円	16,710円	-212円
子ども・子育て支援 納付金分	—	1,836円	—

[18歳以上均等割※]

	令和7年度 (確定係数)	令和8年度 (確定係数)	増減 (昨年度比)
子ども・子育て支援 納付金分	—	116円	—

※18歳以上均等割とは、18歳までのこどもの均等割軽減分を18歳以上の被保険者に賦課するために設けられたもの。

（2）市町村標準保険税（料）率

山形県国民健康保険運営方針で定める県内統一的な算定条件により市町村ごとに算定した理論値（市町村が決定する実際の保険税（料）率とは異なる）。

市町村別の標準保険税（料）率の算定結果は「資料5-6」のとおり。